

審判所が重加算税を取消した3事案

# 最近の裁決事例から読む 隠蔽又は仮装行為

納税者が国税の課税標準等の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、または仮装し、これに基づき納税申告書を提出していたときには、過少申告加算税に代え、重加算税が課されることになる。国税通則法68条1項にいう「事実を隠蔽し」とは、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実について、これを隠匿しあるいは故意に脱漏することをいい、また、「事実を仮装し」とは、所得、財産あるいは取引上の名義等に関し、あたかも、それが真実であるかのように装う等、故意に事実をわい曲することをいうと解されている。

今回の特集では、課税当局より隠蔽又は仮装行為があったとして重加算税が賦課されたものの、審判所の判断により、賦課決定処分が取り消された3つの裁決事例を紹介する。

## 覚書の記載が「住宅の貸付け」と特定できないようにしたものか

最初に紹介する裁決事例は、請求人が不動産会社との覚書に「居住用及び事業用を問わない」と記載したことが、非課税取引となる「住宅の貸付け」と特定されないような状態を作出するための行為であるとして隠蔽又は仮装行為に該当するか争われたものである。

請求人が建物等の取得に係る課税仕入れについて、課税資産の譲渡等にもよるものとして控除対象仕入税額を計算し消費税等の確定申告をしたが、原処分庁が建物の貸付けは「住宅の貸付け」に該当し非課税取引であり、請求人に「偽りその他不正の行為」があるなどとして更正処分等を行ったことから、請求人が審査請求を行っている。

### 建物の転貸借を目的とした賃貸借契約

審判所は、まず、各建物の貸付けが非課税取引である「住宅の貸付け」に該当するかと

うかについては、貸付けに係る契約において、最終的にそれを借り受ける者により居住の用に供されることが明らかにされているものであるか否かを、貸付けに係る契約書の契約条項だけでなく、契約締結に至る経緯をはじめ、建物の種類・用途や関連する契約の定め等の諸般の事情を総合考慮して判断するのが相当であるとした。

本件については、各賃貸借契約書が交わされる前に管理会社との間で各建物の転貸借を目的として賃貸する各一括賃貸借契約を締結していると指摘。したがって、各建物の貸付けは、各賃貸借契約において、各建物が管理会社の再転貸先により居住の用に供されることが明らかにされているものであると認められることから「住宅の貸付け」に該当し、非課税取引になるとした。